

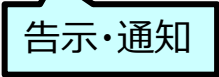
# 日医工医療行政情報

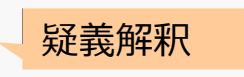
<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「医師の指示による分割調剤（調剤基本料）」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美  
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

### 凡例


 告示・通知


 疑義解釈


 MPSコメント

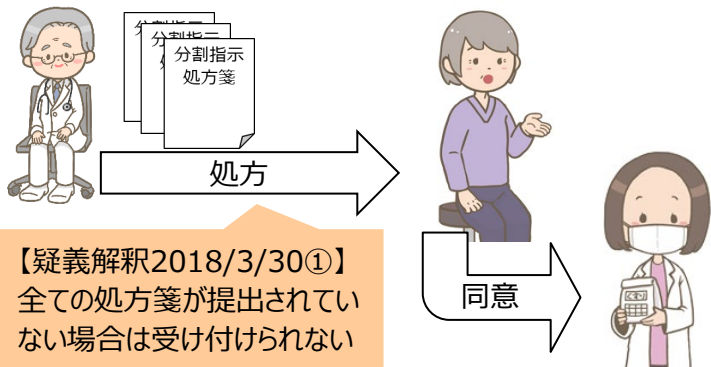
資料No.20220325-1096-1

本資料は、2022年3月4日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです  
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

内容	点数
医師の分割指示に係る処方箋により、1回目は分割調剤を行った場合に、2回目以降は服薬状況等を確認し、処方医に情報提供を行った場合に算定する。	分割しない場合の点数を合算し分割回数で割って算定

## 【要件】

医師の指示に基づき、患者の同意を得て行う

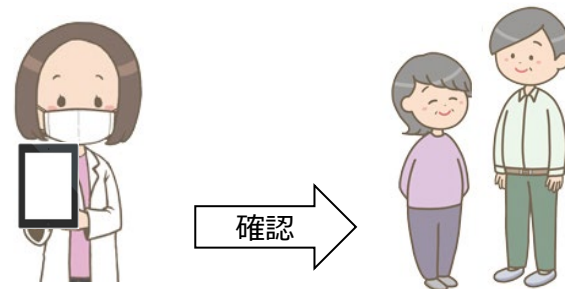


同一の薬局に処方箋を持参するよう説明する

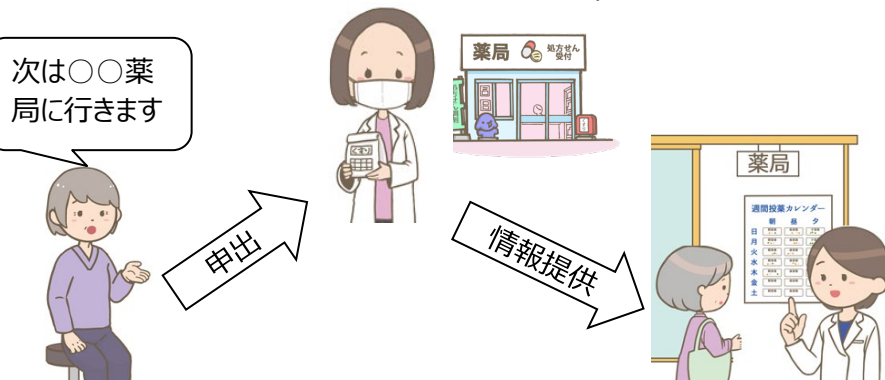
継続的な管理のために、  
2回目以降もこちらの薬局に全ての処方箋をお持ちください



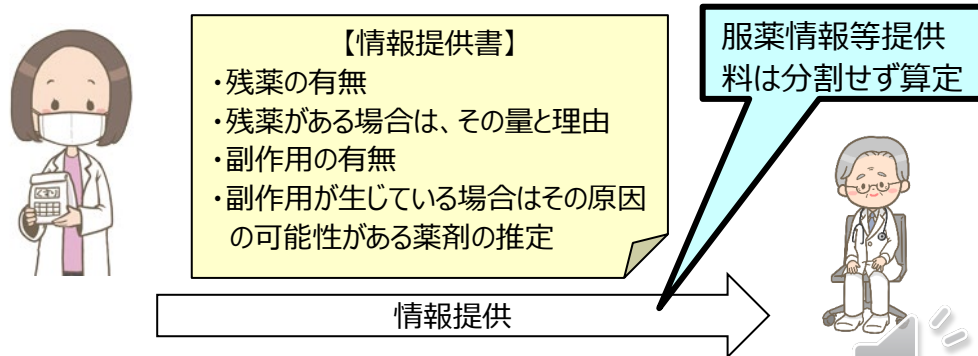
次回の処方箋持参の意向の有無と来局予定時期を確認し、予定時期に患者が来局しない場合は必要に応じて電話等で確認し来局を促す



患者から他薬局に処方箋を持参する申出を受けた場合、患者の了解を得た上で、他薬局に対し必要な情報提供を行う



2回目以降の調剤では、患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について確認し、結果を処方医に情報提供する。



患者さんは、病状は安定しているけど、服薬管理が難しそうなので、分割指示処方箋で対応しよう



分割指示は3回まで  
(例：90日処方箋を3分割)

患者に、調剤を受ける度に別紙を含む処方箋全てを保険薬局に提出するよう指導する

「この4枚の用紙全てを薬局の薬剤師さんに渡してください。」

## 処方例

- 10mg錠  
1日1回就寝前 90日分
- 20mg錠  
1日2回朝夕食後 90日分

②

1錠  
30日分  
(総投与日数 90日)

2錠  
30日分  
(総投与日数 90日)

①

分割指示に係る処方箋 3分割の1回目 ①

分割指示に係る処方箋 3分割の2回目 ②

分割指示に係る処方箋 3分割の3回目 ③

- ①, 処方箋を3枚書く (①)
- ②, 3枚とも分割調剤時の投与数と総投与日数を記載する (②)
- ③, 別紙に医師の連絡先を記載する (③)
- ④, 4枚とも患者に渡す

分割指示に係る処方箋 (別紙)

(発行保険医療機関情報)  
処方箋発行医療機関の保険薬局からの連絡先  
電話番号 XXX-XXXX-XXXX FAX番号 △△△-△△△-△△△△  
その他の連絡先 メールアドレス ○○○@▽▽▽▽.jp

(受付保険薬局情報)

1回目を受け付けた保険薬局  
名称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
保険薬剤師氏名 \_\_\_\_\_  
調剤年月日 \_\_\_\_\_

2回目を受け付けた保険薬局  
名称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
保険薬剤師氏名 \_\_\_\_\_  
調剤年月日 \_\_\_\_\_

3回目を受け付けた保険薬局  
名称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
保険薬剤師氏名 \_\_\_\_\_  
調剤年月日 \_\_\_\_\_

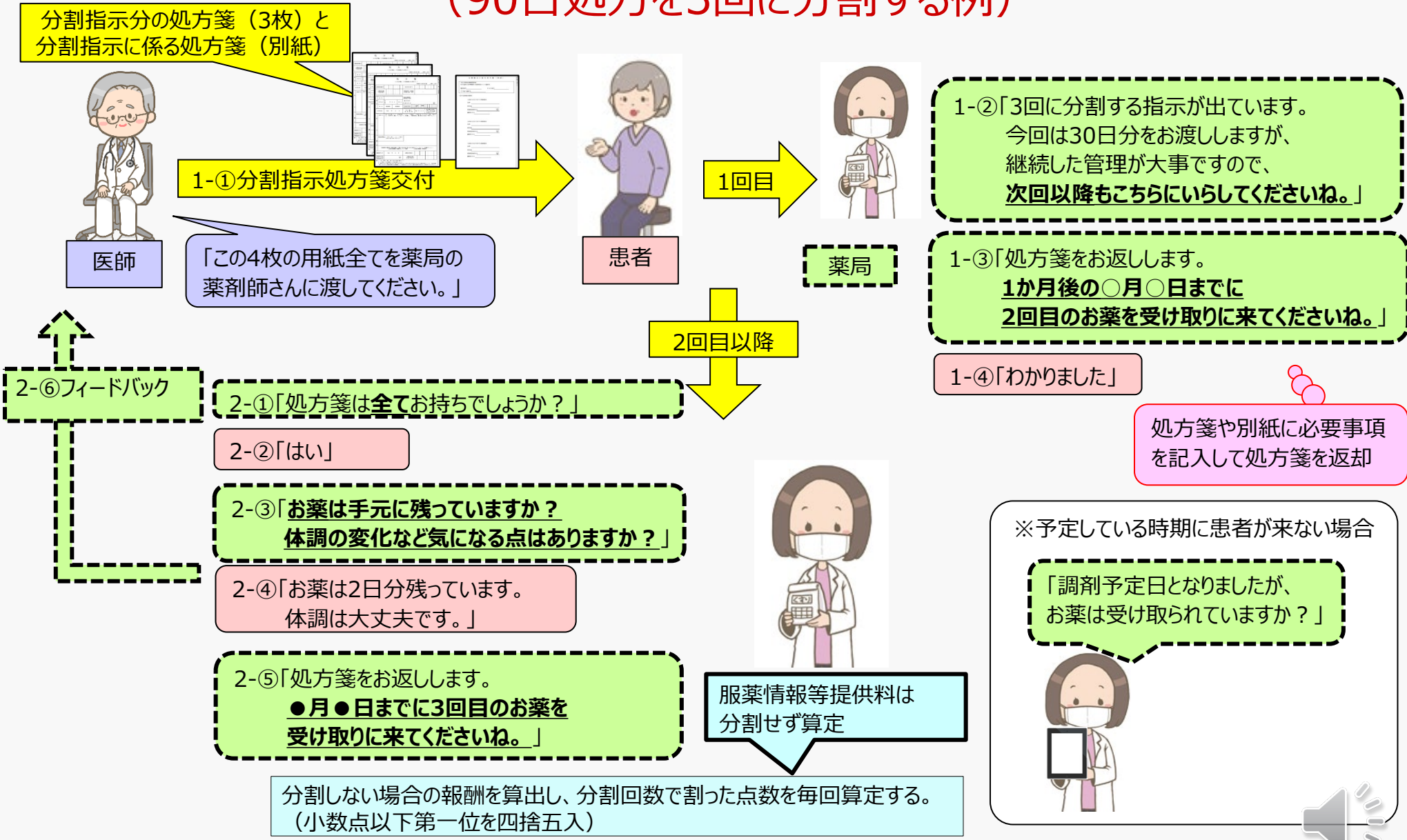


③

(発行保険医療機関情報)  
処方箋発行医療機関の保険薬局からの連絡先  
電話番号 XXX-XXXX-XXXX FAX番号 △△△-△△△-△△△△  
その他の連絡先 メールアドレス ○○○@▽▽▽▽.jp



# 医師の指示による分割調剤の流れ① (90日処方方を3回に分割する例)



# 医師の指示による分割調剤の流れ② (2回目以降、他薬局で調剤の場合)

分割指示分の処方箋 (3枚) と  
分割指示に係る処方箋 (別紙)



医師

1-①分割指示処方箋交付

「この4枚の用紙全てを薬局の  
薬剤師さんに渡してください。」



患者

1回目

薬局  
処方せん  
受付



初回の薬局  
(A薬局)

1-②「3回に分割する指示が出ています。  
今回は30日分をお渡ししますが、  
継続した管理が大事ですので、  
次回以降もこちらにいらしてくださいね。」

1-③「処方箋をお返します。  
1か月後の〇月〇日までに  
2回目のお薬を受け取りに来てくださいね。」

1-④「2回目はうちの近くの  
B薬局に行きたいんだけどいいかしら？」

1-⑤「わかりました。  
B薬局にご連絡しておきますね。」

2回目以降

薬局



初回と異なる薬局  
(B薬局)

1-⑥調剤後遅滞なく  
情報提供する

2-⑥フィードバック

2-①「処方箋は全てお持ちでしょうか？」

2-②「はい」

2-③「お薬は手元に残っていますか？  
体調の変化など気になる点はありませんか？」

2-④「お薬は2日分残っています。  
体調は大丈夫です。」

2-⑤「処方箋をお返します。  
1か月後の〇月〇日までに  
次回のお薬を受け取りに来てくださいね。」

A薬局の算定  
B薬局の算定

B薬局は服薬情報等提  
供料は分割せず算定

分割しない場合の報酬を算出し、分割回数で割った点数を毎回算定する。  
(小数点以下第一位を四捨五入)





(例) 4月3日交付、処方箋の使用期間4日間、用量10日分の処方箋

処方箋使用期間4日 + 用量日数10日  
= 14日

- └ 調剤総量は処方箋に記載された用量(日数)を超えない
- └ 2回目以降の調剤においては処方箋の使用期間の日数と用量(日分)に示された日数の和から、1回目の調剤日から起算して当該調剤日までの日数を差し引いた日分を超えない(3回目以降の調剤も同様)

調剤可能日数簡易計算式 =  
「処方箋使用期間日数 + 用量日数 - (【2回目調剤日 - 1回目調剤日】 + 1日)」

例えば4月5日-4月4日は計算上1日だが、日数カウントでは2日となるため1日をプラスする

例：4月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日		
			処方箋 交付																	
調剤1回目 (処方箋交付日と同日)			4/3 調剤	5日分調剤					14日 - (【4月8日 - 4月3日 = 5日】 + 1日) = 8日 (5日分OK)											
調剤2回目 (予定通り)	使用期間 (4日)				用量日数 (10日)															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14						
	↑ 第1回目調剤日の前日を1日目とする							4/8 調剤	5日分調剤											
調剤2回目 (4日遅れ)	↑ 第1回目調剤日の前日を1日目とする											4/12 調剤	4日分調剤							

14日 - (【4月12日 - 4月3日 = 9日】 + 1日) = **4日 (4日分まで)**

例：4月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
			処方箋 交付															
調剤1回目 (処方箋交付の3日後)						4/6 調剤	5日分調剤											
調剤2回目 (1日遅れ)	使用期間 (4日)				用量日数 (10日)													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14				
	↑ 第1回目調剤日の前日を1日目とする							4/12 調剤	5日分調剤									



調剤基本料の規定	「注9」長期保存が困難等	「注10」後発医薬品の試用	「注11」医師の指示による
分割限度	なし	2回	3回
新設年度	2004年度	2008年度	2016年度 (2018年度ルール of 明確化)
対象	14日を超える投薬で 薬剤の保存が困難である等の場合	初めて後発品を服用する場合	患者の病状は安定しているものの 服薬管理が難しい場合
処方箋様式	通常の処方箋様式	通常の処方箋様式	専用の様式あり
患者の意向	(特に記載なし)	希望により (2回目調剤で意向確認)	同意の下
患者への対応	(特に記載なし)	1回目：希望確認 2回目：体調の変化等確認	規定あり (説明、確認、必要に応じて連絡)
処方元への対応	処方箋受付時に照会	分割調剤を行った場合に連絡 (2回目に先発品に戻った時も連絡)	2回目以降の調剤において情報提供 (服薬情報等提供料1を算定)
分割調剤に係る記録	調剤録等に理由を記入	調剤録等に理由を記入 (再変更時も理由を記入)	(特に記載なし)
重複算定	重複算定不可 (「注11」を優先、「注9」「注10」はいずれかを算定)		
調剤基本料	1回目：通常の調剤基本料を算定 (2回目以降調剤する薬局が異なる場合は通常の調剤基本料を算定可)		「分割なし」で合算して、 分割回数で割り分割調剤毎に算定 ※服薬情報等提供料は分割せず算定
	2回目以降：5点を算定/1分割調剤	2回目のみ5点を算定	
調剤管理料	通算した点数を超えない		
外来服薬支援料2	通算した点数を超えない		
その他の薬学管理料	2回目以降算定不可	2回目も所定の要件を満たすことで 服薬管理指導料は算定可	

